

## 後見支援預金特別約定

呉信用金庫

後見支援預金は、別途交付します「普通預金規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下、「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

1. （利用対象者）  
家庭裁判所が「指示書」を交付した方に限ります。
2. （取扱店の限定）  
成年後見制度に基づく「成年後見制度に関する届出書」を受付した店舗を窓口として扱うものとします。
3. （取引の方法）  
すべての取引は、「指示書」に基づき扱うものとし、当金庫所定の「後見支援預金にかかる手続申込書」に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。
4. （自動支払い）  
この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。
5. （キャッシュカードの取扱い）  
キャッシュカードは発行できません。
6. （ATM利用）  
ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。
7. （死亡時等の取扱い）  
成年被後見人が死亡した場合等、法定後見制度の適用外となった場合は、本預金の解約要件となり、家庭裁判所の「指示書」によらず相続手続き、あるいは口座解約手続き等が必要となります。
8. （適用条項）
  - (1) この「特約」に定めのない事項については、「規定」が適用されるものとします。
  - (2) 「特約」の条項と「規定」の条項が抵触する場合には、この「特約」の条項が優先して適用されるものとします。
  - (3) この「特約」および「規定」に定めのない事項が発生した場合は、当金庫と協議のうえ決定します。
9. （特約の変更）
  - (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他

相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

令和2年4月1日現在